

国内手配旅行条件書

- お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。
- 本旅行条件書はお客様との国内手配旅行契約が成立した場合は、契約書面の一部となります。当社はおお客様のご依頼により、旅行の手配を引き受ける契約をする場合、契約の内容・条件はこの旅行条件書のほか、旅行申込書及び旅行出発前にお渡しする乗車券・宿泊券等に記載するところによります。

1. 旅行のお申し込み

1. 当社所定の旅行申込書に必要事項を記入の上、旅行代金概算の20%相当額以上の申込金を添えてお申し込みください。なお、申込金は旅行代金の一部といたします。
2. 当社は電話等の通信手段による手配旅行のお申し込みを受付けます。但し、運輸・宿泊等の機関により、お申し込みをお引受けできない場合がありますので予めご了承ください。詳しくは係員にお尋ねください。

2. 旅行契約の成立

1. 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立いたします。但し、乗車券または宿泊券だけの取得を目的とする場合は、口頭によるお申し込みを受け、当社が承諾したときに成立いたします。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は乗車券・宿泊券類等クーポン券をお渡しの際、または旅行申込書等で定めた日までにお支払いください。

4. 旅行業務取扱料金

旅行の予約手配、クーポン券類の発行に対して次の旅行業務取扱料金を申し受けます。

内容		料金	
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の16.2%
		個人（上記以外の場合）	1件につき 3.24% ただし、10,800円程度
	宿泊券のみの場合	15人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券額面の16.2%
		個人（上記以外の場合）	1件につき 540円
運送機関のみの場合		1件につき 540円	
添乗サービス料金（宿泊、交通費等の旅行実費を除く。）			添乗員1人1日につき 21,600円

変更手数料 金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の5.4%
		個人（上記以外の場合）	1件につき 540円
	運送機関の予約・手配の変更		1件につき 540円
	宿泊機関の予約・手配の変更 (宿泊券の切替えが必要な場合はそれを含む)		1件につき 540円
取消手数料 金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の旅行代金の5.4%
		個人（上記以外の場合）	1件につき 540円
	運送機関の手配の取消し (未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む)		1件につき 540円
	宿泊機関の手配の取消し (未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む)		1件につき 540円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等		1件につき 540円 (電話料、電報料は別)

(注)

1. 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程による旅行をされる場合をいいます。
2. お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手数料、取消手数料を申受けます。
3. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
4. 消費税は含まれています。

5. 変更・解除手数料

1. お客様のご希望により変更又は解除を行なう場合は、変更に係る変更手数料及び解除に係る取消手数料として、上記第4項該当の金額を申し受けます。また、これにより生じる旅行代金の増減はお客様に帰するものです。
2. お客様のご都合で所定の期日までに旅行代金が支払われない時は、契約を解除することがあります。この場合、お客様は運輸・宿泊機関等へ支払う取消料・違約料をご負担いただくと共に、当社は取扱料金と取消手数料を申し受けます。

6. 旅行代金の変更

お申し込み引き受け後であっても、運輸・宿泊機関等の料金が改訂された場合は、旅行代金を変更することがあります。

7. 当社の責任と損害賠償及び免責事項

1. 当社は、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えた場合は、損害発生日の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。
2. お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、当社は本項（1）の場合を除き、当該損害を賠償する責任を負いません。
 - ア 天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令、出入国規制、感染症による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - イ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止・事故・火災またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ウ 自由行動中の事故
 - エ 食中毒
 - オ 盗難
 - カ 運輸機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
3. 手荷物について生じ本項（1）の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

8. お客様の責任

1. お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当社は当該お客様より損害の賠償を申し受けます。
2. お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の旅行契約内容について理解するよう努めなければなりません。
3. 旅行開始後において、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したとき、旅行中に事故が発生したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出てください。

9. 国内旅行保険について

国内手配旅行については、旅行傷害保険を付保しておりません。安心してご旅行をしていただくために、お客様ご自身で必ず国内旅行総合保険をおかけになれるようおすすめいたします。詳しくは係員にお尋ねください。

10. 個人情報の取り扱いについて

1. 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させ

ていただきます。

又このほか当社では、(1)会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。

(2)旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。(5)統計資料の作成等に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

2. 当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等及び手配代行者（必要な場合に限る。）に対し、お客様の氏名、パスポート番号・住所・電話番号またはメールアドレス等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
3. 当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に関わる個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お問い合わせ窓口宛出発前までにお申し出ください。

11. その他

1. お客様に便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましてお客様の責任で購入していただきます。
2. 旅館・ホテル等においてお客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税が課せられます。
3. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

12. 約款準拠

本旅行条件説明書面のない事項は、当社の旅行業約款(手配旅行約款の部)の定めるところによります。

当社旅行業約款は、当社ホームページからご覧になれます。

旅行企画・実施	株式会社ロジナス 〒249-0007 神奈川県逗子市新宿一丁目1番10号 (神奈川県知事登録旅行業第3-1105号)
---------	--

(2017年11月6日現在)